戦後80年 平和の尊さを考えましょう

■問合せ　総務課☎029-885-0340 (内) 205

今年は終戦から80年の節目の年です。私たちはあらためて過去の戦災を振り返り、その記憶を心に刻み、平和な社会を実現しなければなりません。これを機に皆さんで平和について考えましょう。

▶美浦平和のつどい開催（7月12日：中央公民館）

平和の尊さを地域・世界に語り継ぐことを目的に、美浦平和のつどい実行委員会主催「美浦平和のつどい」が開催され、県外含む約300名の来場がありました。また、同時開催として、平和祈念作品および同会の活動パネルが展示されました。

当日は、アフガニスタンで用水路建設に邁進するなか武装勢力に銃撃されて死去した医師・中村哲氏のドキュメンタリーが上映されました。中村氏は、武力行使による報復の連鎖が続く現地においても、「平和は戦争以上に積極的な力でなければならない」と人の命を救う活動に徹しました。その生き様を見た参加者からは「平和とは何か、また、自分ができることは何かと考えさせられた」との声がありました。

平和祈念行事「美浦平和のつどい」は、「美浦の女性活動を未来に繋ぐ会・結」の会員を主体に構成された「美浦平和のつどい実行委員会」が主催し、村の非核平和推進事業に合わせた住民自主活動として実施されています。

▶非核平和パネル展開催（8月1日～15日：中央公民館）

「非核平和美浦村宣言推進協議会（事務局：役場総務課）」と「美浦平和のつどい実行委員会」合同の非核平和パネル展が開催されました。このパネル展は、村が昭和63年に「非核平和美浦村宣言」をして以来、継続して実施されており、戦争当時の体験談を綴ったパネルなど、約70点が展示されました。

住宅リフォーム費用の一部を補助します

補助申請は必ず着工前に！

地域経済の振興を目的として、美浦村にお住まいの方が村内の施工業者により住宅リフォーム工事を行う場合、その費用の一部を補助しています。
必ず工事着工前に都市建設課に申請してください。工事を着工した後の申請は対象となりません。

- **●対　象　者**　村内に自己が所有する個人住宅・併用住宅に継続して３年以上住民登録をしている方で、その居住する住宅に以下の対象工事を村内の施工業者により行う方
  ※村で実施している他の補助制度を利用された方は除きます。
- **●対 象 工 事**　村内施行業者による工事費が10万円以上（消費税別）の修繕、増改築、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う補修・改良工事
- **●対象外工事**　交付決定前に着工した工事、12月31日までに完了しない工事、車庫、塀工事、既存床面積の２分の１を超える増改築工事、機器類および建具のみの設置・交換工事、ソーラーパネルの新設・交換工事、自然災害による被害の復旧工事等
- **●補　助　額**　対象の工事費（消費税別）の10%（千円未満切り捨て）※上限額10万円
- **●申 請 期 限**　11月28日（金）まで
- **●問　合　せ**　都市建設課☎029-885-0340